

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12 TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/> E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

謹 賀 新 年

旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしくお願いいたします。

さて、去年は当事務所が満30周年を迎えると共に、私自身も満65歳となり高齢者の仲間入りをしました。昨年子育てを終え、今年からは年金を受給できることから、少しは楽をしようと思っていたら、世間では70歳までの雇用延長が企業の努力義務として課されるとになり、楽隠居の生活は逃げ水のように遠ざかってしまいました。こうなった以上、私も覚悟を決め、生涯現役を貫く決意をいたしました。つきましては、今後とも、より一層のご支援をお願いします。

さて、創立20周年記念事業の線路沿いの旅は、東の東海道本線の方は兵庫県神戸市の神戸駅まで歩き、東海道本線の終着駅まで到達しました。また、西の山陽本線の方は山口県岩国市の神代駅まで歩きました。体が動く内に残りの366.8kmを完歩したいものです。

また、創立25周年事業の方は、フルマラソン3回とハーフマラソンを7回、その他4回に加えて当事務所創立30周年記念事業として初のウルトラマラソン60kmを完走しました。また、箱根駅伝復路の6区から9区を走り、残すところ最終の10区だけとなりました。今年のハイライトは初めてウルトラマラソンを完走したことと、ハーフマラソンで12月に自己記録を更新したことです。本年も体力の続く限り走り続ける所存です。

本年が皆様にとって良い年になることをお祈りします。

民法（相続法）改正について

2018年（平成30年）7月6日に成立して改正民法は、原則として昨年7月1日から施行されていますが、本年4月1日からは主として配偶者居住権と配偶者短期居住権についての改正法が施行されます。

まずは配偶者居住権です。居住用建物の所有者が亡くなった場合、残された配偶者は遺言による遺贈か、相続人間の遺産分割協議または家庭裁判所の遺産分割手続によって、それまで居住していた建物に引き続き居住することができる配偶者居住権を取得します。これによって残された配偶者は建物を相続しなくても、一生住み続けることができるようになりました。しかも、相続開始前は建物の一部しか使用していなかったとしても、これからは建物全部を使用することができます。更に配偶者居住権を登記することにより、建物が他人へ売却されても住み続けることができます。

次に配偶者短期居住権です。残された配偶者は、相続開始時に無償で居住していた場合には、遺産分割協議が成立した日か、相続開始時、または建物を取得した者が配偶者短期居住権の消滅の申し入れをした日から6カ月間は、従来どおり居住することができます。ただし、正式な結婚をしていない内縁の妻は配偶者短期居住権を取得することはできません。また、相続開始前に建物の一部しか使用されていなかった場合には、その一部しか使用できません。更に、配偶者短期居住権は登記することができませんので、建物が第三者の手に渡れば、住むことができなくなります。

当事務所の業務開始は1月6日（月）です。

当事務所では12月28日（土）より正月休業に入っておりますが、業務開始は上記のとおりです。休業中は、FAXまたはe-mailにてご連絡下さい。休業明けに対処いたします。なお、休業中も事務所の電話は代表者個人の携帯電話へ転送されていますので、相談だけは可能です。事務所（0856-22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありませんし、連絡は取れても酔っぱらっているかもしれません。